

事例報告

覚せい剤密輸事件の無罪事例

刑事弁護委員会副委員長 大橋 君平 (55期)

1 事案の概要

覚せい剤約4キログラム（末端価格1億6000万円相当）を隠し入れたキャリーケースを外国から日本国内に持ち込もうとして、税関の検査場で発見され、逮捕された人物がいた。

この運び屋は、黒くコーティングされたお札を元に戻す薬品を運ぶ仕事を依頼されたままで、覚せい剤を運ぶつもりはなかったと取調官に語り、不起訴処分と釈放された。その後、捜査機関は、荷物の中身を塩に入れ替え、それを受け取る者を検挙するクリーンコントロールドデリバリー（CCD）捜査を行う計画を立てた。運び屋は捜査に協力することになった。

運び屋は、仕事の依頼主に電話で連絡を取り、指示を仰いだ。2度にわたり受渡し日時が指定されたが、いずれも、荷物を受け渡すには至らなかった。しかし、最初のCCD捜査の際に、荷物を受け取ろうとしたとされるA氏、B氏及びC氏が、覚せい剤密輸に共謀関与したとして、逮捕・起訴された。

私は、当委員会の布川佳正委員とともに、A氏の国選弁護人に選任された。

2 争点

3名は、揃って、CCD捜査の際に荷物を受け取ろうとしたこともなければ、覚せい剤密輸に共謀関与したこともないと主張した。

これに対して、検察官は、3名全員が、覚せい剤密輸よりも前から、荷物の回収役を引き受けていたと主張した。①3名の密輸以前の電話での連絡状況と、②3名のCCD捜査当日の行動状況と電話での連絡状況から、共謀が認められるというのである。

公判前整理手続の結果、検察官が請求した書証等69点と証人18人が採用されることとなった。19回の公判期日が指定された。なお、C氏については、諸般の事情から、公判前整理手続中に手続が分離された。

3 裁判員裁判での公判弁護の方針

B氏の国選弁護人には、当委員会の岡田浩志委員長と浦城知子委員が選任されており、A氏・B氏両名の弁護人全員が、当委員会での活動を通じて、普段から互いに弁護技術を研鑽し合う関係にあった。そのため、公判弁護の方針は、弁護人4名で率直な意見交換を行った上で、適切な役割分担を決めつつ策定することができた。公判期日中も含めて多数回の会議を設けたが、全く苦にならなかった。

密輸以前の電話状況には、密輸の相談がされたといえる決定的な根拠はなかった。どのような内容の通話がされた可能性がありうるのか、弁護人同士で、多数の証拠を検討しつつ長時間にわたり徹底的に議論を重ねたが、密輸の相談以外の様々な可能性が想定できるという結論が変わることはなかった。問題は、検察官証人に、捜査官が多く含まれていたことだった。立証責任が検察官にあることを明確にした上で、13名の捜査官に、確かな根拠のない彼らの見立て（意見・推測・印象）を語らせないことが重要だと考えられた。

また、A氏・B氏は、公判で包括的黙秘権を行使することを希望した。もし、裁判員に「無罪なのであれば、なぜそのことを自ら語らないのか」と受け取られてしまったら、黙秘権の保障は無に帰する。黙秘権が憲法上保障された重要な権利であることを明確にした上で、公判で、終始黙秘すると分かっているA氏・B氏に対して検察官から敢えて質問がなされることの

ないよう、被告人質問自体を行わないことが重要だと考えられた。

4 冒頭陳述

検察官の主張する間接事実は、多岐にわたり、また、証拠関係も複雑だったことから、検察官は、4回にわたって冒頭陳述をすることとなった。検察官は立証のテーマを4つに分けて、テーマごとの立証の導入として、冒頭陳述を行ったのである。

弁護人は、検察官が冒頭陳述を行う都度、それに対応する内容の冒頭陳述を行った。単なる反論ではなく、毎回の冒頭陳述で、同じことを強調した。それは、①黙秘の態度を不利益に考慮してはならないこと、②証明責任は検察官にあり、検察官は合理的疑いを超える証明をできないこと、③仮に捜査官が意見・推測・印象を述べたとしても、それは事実認定の基礎とならないことの3点だ。

アメリカ陪審裁判では、法廷で、裁判官から陪審に対して、黙秘権や立証責任等についての教示が行われる。その具体的な内容も調べた上で、裁判員を正しい判断に導くべく、慎重に言葉を選んだ。

捜査官は、彼らの意見・推測・印象を証言することはほぼなかった。

5 尋問

捜査官証人の証言内容について、その詳細を予測することは難しい。弁護人はいくつかの可能性を想定して反対尋問に臨んだ。

全く想定していなかった証言内容で慌てたこともあったし、反対尋問で弾劾することを予定していた証言がなされずに拍子抜けしたこともあった。入手できなかった通話記録があるが大勢に影響はない旨の証言の直後に、捜査機関が入手できなかった通話記録にはどのようなものがありうるのか、その通話記録が相当量にのぼる可能性がどの程度あるのかに関する事実調査を行って、やむを得ない事由ありと主張して、その調査

結果に関する証拠を請求した場面もあったし、結果的に、一切、反対尋問を行わなかった証人も何人かあった。

いずれにしても、公判期日が終わるたびに、尋問結果を踏まえて、弁護側のセオリーの見直し・再構築を行う必要に迫られた。運び屋が仕事の依頼主から聞いた話は、どこまでが事実だといえるのか。回収役を引き受けた者は、どのような意思疎通をして、どのような行動を取るといえるのか。多数の捜査官が断片ばかりを語るCCD捜査の過程で実際に起こったことは何だったのか。納得のいく結論が出るまで、弁護人同士で議論を重ねて、その成果を弁論に集約していった。

検察官立証終了時点で、A氏・B氏の弁護人それぞれから、被告人質問を施行すべきでない旨の意見書を提出した。場合によっては、口頭で詳細な反対意見を述べ、個々の質問にも異議を出す心づもりだったが、裁判長は、A氏とB氏に改めて黙秘権告知を行った上で、供述するつもりがあるかをたずねたのみで、それ以上の被告人質問は行われなかった。

6 弁論

検察官は、A氏・B氏兩名につき、懲役15年及び罰金800万円を求刑した。

弁護人の弁論は、全ての争点について論じ尽くすのではなく、無罪という結論を導く上で欠かせない論点のみに絞った。密輸前になされたA氏・B氏・C氏の通話の頻度・時期からすれば、回収役を引き受けたというのは不自然であり、他に回収役がいた可能性を否定する根拠はどこにもなかった。黙秘の態度を不利益に考慮せず、証明責任が検察官にあることを踏まえて検討すれば、必ず無罪の結論に至るはずだという確信を持ちつつ、弁論を終えた。

7 判決

判決主文は「被告人兩名はいずれも無罪」であった。検察官控訴なく確定した。

後に、C氏についても無罪判決が確定した。